

業務委託契約書

委託者 EYアドバイザー・アンド・コンサルティング株式会社（以下「甲」という。）と受託者 ○○○○（以下「乙」という。）とは、甲が東京都（以下「丙」という。）と2020年4月1日付で契約した「令和二年度次世代電力システムによる電力データ活用モデル構築に関する業務委託契約書」に係る支援業務（以下「原契約業務」という。）において、乙をプロジェクト実施事業者として支援するにあたり、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（業務の目的・内容・範囲）

1. 業務の目的

甲は、丙に原契約業務を提供するため、乙に対し、原契約において取り決められた事業者が担うプロジェクトとして次項に定める業務（以下「本業務」という）を委託し、乙は、これを受託する。

2. 業務の内容・範囲

委託する業務の内容・範囲は以下のとおりとする。なお、詳細は別紙「令和二年度次世代電力システムにおけるP2P電力取引プラットフォーム構築実証事業募集要項」によるものとする。

- (1) P2P電力取引の実証プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）の企画提案
- (2) プロジェクトの実施（利用者へのサービス提供、データ取得等）
- (3) プロジェクト進捗の定期報告
- (4) プロジェクトの検証報告書の作成

3. 注意義務

乙は、本業務と同種の業務において一般的に要求される水準の専門的技術、知識、情報等及び善良なる管理者の注意義務をもって誠実に本業務を遂行するものとする。

第2条（契約期間）

本契約の期間は、2020年○月○日から2021年3月31日までとする。

ただし、甲乙協議の上、合意により本契約の期間を延長することができるものとする。

第3条（報告書の提出期限・内容）

本業務の報告書と期限を以下のとおり定める。

(1) 中間結果報告書（期限：2020年12月31日）

2020年12月18日時点までの検証結果に基づき、乙は甲に中間結果報告書を期限までに提出しなければならない。

(2) 検証結果報告書（期限：2021年3月5日）

本契約に基づく業務完了後の検証結果に基づき、乙は甲に検証結果報告書を期限までに提出しなければならない。

報告書の記載内容は、甲乙間の別段の合意がない限り、別紙「企画提案書」記載の事業スケジュールと検証項目に対する報告時点の進捗状況とし、報告書の形式は甲乙双方で記載内容に適したものを検討する。ただし、甲乙双方の協議により、提出期限・内容を変更することができるものとする。なお、上記の報告書とは別に、乙は、甲が丙に対して実施する報告に対して、適宜、資料/データの提供等の協力を行わなければならない。

第4条（報酬及び経費等）

1. 報酬の額

甲は、乙に対して、本業務の遂行の対価として上限4,000万円（税込）の報酬を支払う。この報酬には、本業務の履行に通常必要と認められる交通費、宿泊費その他の経費の一切が含まれるものとする。これには本業務を通じて取得するデータ等の匿名加工情報への加工に伴う費用等も含まれる。

2. 報酬の使用に関する留意点

乙は、第1項の報酬を本業務の遂行以外に使用してはいけない。

3. 支払の時期及び方法

乙は、第1項の報酬を、契約完了日を含む月の翌月以降に甲に請求するものとし、甲は、請求書受領日を含む月の翌月末日限り、乙の指定する銀行口座へ振込送金する方法により支払う。なお、送金費用は甲の負担とする。

第5条（再委託の禁止）

乙は、甲の事前の書面による承諾がない限り、本業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。乙が、事前の書面による甲の承諾を得て、委託をする場合、乙は委託先である第三者に関する一切の責任（守秘義務を含む）を負う。

第6条（守秘義務と個人データの取扱い）

1. 守秘義務

乙は、甲から乙に委託された業務内容、本業務に関して甲又は丙から開示、提供を受けた情報及び資料（以下「機密情報」という。）の機密を保持し、事前に甲及び丙の書面による承諾を得ることなく、第三者に開示、漏洩したり、本業務の遂行以外の目的で使用したりしてはならない。ただし、次の情報及び資料についてはこの限りではない。

- (1) 開示、提供の時点で公知又は公用であったもの。
- (2) 開示、提供を受けた後、乙の責によらずに公知又は公用となったもの。
- (3) 開示、提供の時点で既に自ら保有していたもの。
- (4) 開示、提供を受けた後、機密情報によらずに独自に開発したもの。
- (5) 正当な権限を有する第三者から守秘義務を負うことなしに入手したもの。

また、乙は乙の役員、従業員その他本業務に関わり機密情報を取り扱うものに対して秘密保持義務を遵守させるものとし、それに関する教育指導その他必要な措置を講ずるものとする。

2. 個人データの取扱い

甲及び乙は、本契約の遂行に関連して提供を受けた個人データを、個人情報保護法（2003年5月30日法律第57号。その後の改正を含む。）、適用あるガイドライン及び募集要項3. 応募要件（6）（7）（8）に従って取り扱うものとする。

第7条（業務責任者の氏名）

1. 甲及び乙は、本業務の処理状況に関する的確な連絡、確認を行うための業務責任者を以下のとおり定める。業務責任者に変更がある場合には書面にて相手方に通知するものとする。

甲 ○ ○ ○ ○
乙 ○ ○ ○ ○

2. 乙の選任した業務責任者及び乙の業務実施者が、疾病、退職等の事由で、その職務を遂行できない場合または甲が必要と判断した場合、乙は、速やかに他

の者と交代させるものとする。

第 8 条（主な業務実施者の氏名）

本業務を実施する乙の主たる業務実施者の氏名及び資格は、次のとおりとする。

| 氏 名 | 摘 要 |
|---------|--------------|
| ○ ○ ○ ○ | <u>業務責任者</u> |
| ○ ○ ○ ○ | ・ ・ ・ ・ ・ |
| ○ ○ ○ ○ | ・ ・ ・ ・ ・ |

第 9 条（報告・監督）

1. 乙は、甲の請求があるときは、直ちに、本業務の遂行状況を報告しなければならない。
2. 甲は、乙が本業務を的確に遂行していることを必要に応じて検証することができ、乙は、そのために必要となる情報を甲の求めに応じて甲に提供することとする。また、甲は、予め書面により乙に通知した上で、乙の本業務の作業場所に立ち入り、帳簿閲覧等の方法により乙による本業務の遂行状況を確認することができ、乙は、正当な理由のない限り、これに協力しなければならない。ただし、立ち入りの方法等については、甲及び乙が協議の上、決定する。
3. 甲は、必要と認めた場合には、乙に対し、本業務の遂行状況の改善を申し入れることができるものとする。

第 10 条（知的財産権）

1. この契約により作成される納入物の著作権等の取り扱いは、以下に定めるところによる。
 - (1) 乙は、納入物のうち本委託業務の実施に伴い新たに作成したものについて、著作権法（昭和45年法律第48号）第2章第3節第2款に規定する権利（以下「著作者人格権」という。）を有する場合においてもこれを行使しないものとする。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合はこの限りでない。
 - (2) (1)の規定は、受託者の従業員、再委託先又はそれらの従業員に著作者人格権が帰属する場合にも適用する。
 - (3) (1)及び(2)の規定については、甲が必要と判断する限りにおいて、この契約終了後も継続する。
 - (4) 乙は、納入物に関わる著作権法第2章第3節第3款に規定する権利（以

下「著作権」という。)を、甲に無償で譲渡するものとする。ただし、納入物に使用又は包括されている著作物で乙がこの契約締結以前から有していたか、又は乙が本委託業務以外の目的で作成した汎用性のある著作物に関する著作権は、乙に保留され、その使用权、改変権を甲に許諾するものとし、甲は、これを本委託業務の納入物の運用その他の利用のために必要な範囲で使用、改変できるものとする。また、納入物に使用または包括されている著作物で第三者が著作権を有する著作物の著作権は、当該第三者に留保され、かかる著作物に使用許諾条件が定められている場合は、甲はその条件の適用につき協議に応ずるものとする。

(5) (4)は、著作権法第27条及び第28条に規定する権利の譲渡も含む。

(6) 本委託業務の実施に伴い、特許権等の産業財産権を伴う発明等が行われた場合、乙に帰属するものとする。ただし、本委託業務の第3条の報告書を使用した実証結果等を含む成果物の作成や、本委託業務完了後の甲・丙における検討において、甲及び丙は、この特許等の産業財産権を伴う発明等について、無償で使用できるものとする。なお、甲および丙が本委託業務のPRを目的としてこの特許等の産業財産権を伴う発明等を使用する際は、乙の事前承諾を得なければならない。

(7) 納入物に関し、第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申し立てを受けた場合、甲の帰責事由による場合を除き、受託者の責任と費用をもって処遇するものとする。

2. 甲は、本業務の前後を問わず、甲が開発、デザイン又は作成した、システム、方法、ソフトウェア、ノウハウ及び調書を含む、全てについて著作権等の知的財産権を有する。

第11条（反社会的勢力ではないことの表明及び確約）

1. 甲及び乙は、自ら、関係会社及びそれらの役員が、次の各号に掲げる者のいずれにも該当しないことを表明する。

(1) 暴力団又はその構成員若しくは準構成員

(2) 暴力団関係企業又はその役員、株主その他の関係者

(3) 総会屋、社会運動等標ぼうゴロ若しくは特殊知能暴力集団又はその関係者

(4) 暴力団でなくなってから5年を経過していない者

(5) その他暴力、威力又は詐欺的手段を駆使し経済的利益を追求する者

2. 甲及び乙は、自ら、関係会社及びそれらの役員が、将来にわたって前項各号に掲げる者のいずれにも該当しないこと、及び自ら又は第三者を利用して次の各号に掲げる行為を行わないことを確約する。

- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて他人の信用を毀損し、又は他人の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 甲及び乙は、関係会社又は自ら若しくは関係会社の役員、主要な株主若しくは出資者（自己の計算において発行済株式又は出資金の総数の100分の5以上を保有している者をいう。以下同じ。）、資金調達先、資金提供先若しくは主要な取引先が第1項各号のいずれかに定める者又は前項各号のいずれかに定める行為を行う者（以下、併せて「反社会的勢力」という。）に該当することを知った場合、直ちに相手方に対してその旨を通知しなければならない。

第12条（解約）

甲は、乙に対し、30日以上前に書面により通知することにより、本契約を解約することができる。この場合の報酬については、甲乙別途協議の上、定めるものとする。

第13条（解除事由）

1. 次の各号に該当する場合、甲及び乙は、相手方に対し何らの催告をすることなく本契約を直ちに解除することができる。甲が本契約を解除した場合には、乙は既に受領した報酬を甲に返還するものとし、乙が本契約を解除した場合には、甲は、既に支払った報酬の返還を要求しないものとする。なお、別途損害賠償の請求を妨げない。
 - (1) 相手方の責めに帰すべき事由により本契約の履行が不可能になった場合
 - (2) 相手方が、法令、定款、その他遵守すべき規則及び規程を遵守しない場合
 - (3) 第11条第1項における相手方の表明が事実と反すると判明した場合、又は相手方が同条第2項に定める確約に違反した場合。
 - (4) 相手方の関係会社又は相手方若しくは相手方の関係会社の役員、主要な株主若しくは出資者、資金調達先、資金提供先若しくは主要な取引先が反社会的勢力であると判明した場合、又は、相手方の主要な株主若しくは出資者が把握できない場合
 - (5) 相手方が、その資産の保有等に関する適切な内部統制の整備、法的若しくは物理的な措置をとらない場合
 - (6) 相手方の役職員が自らの業務に誠実に対応しない場合等、甲又は乙の相手方に対する信頼関係が著しく損なわれた場合

(7)本契約に定める義務に相手方が違反した場合

(8)相手方が破産、民事再生、会社更生、特別清算又は特定調停その他これに類する手続の申立を行い又は当該申立てを受けた場合

2. 甲及び乙の責めに帰すことができない事由等により本契約の履行が不可能となったときは、本契約は終了するものとし、報酬の取扱いについては双方協議の上、決定又は解決するものとする。
3. 甲及び乙は、自らにつき本条第1項の解除事由が発生した場合には、相手方に対する一切の金銭債務につき期限の利益を失うものとする。
4. 第6条、第10条、本項、第14条、第15条、第16条、第17条2項、第18条、第19条、第20条及び第21条は、本契約終了後もなお有効に存続するものとする。

第14条（報告書等の引き渡し）

1. 乙は、本契約が解約または解除された場合において、甲が引き渡しを要求したときは、乙は本業務にかかる報告書または対象資料等、その他本業務の結果をその完成の如何にかかわらず直ちに甲に引き渡すものとする。
2. 甲の引き渡し要求にもかかわらず、乙が報告書または対象資料等、その他本業務の結果を引き渡さない場合には、甲は、乙の業務責任者、その他責任者（乙の業務責任者が不在の場合は、甲の選択した第三者）の立会いのもとに乙の作業場所に立ち入り、当該報告書または対象資料等、その他本業務の結果を持ち出し、これに要した費用を乙に請求することができるものとする。
3. 甲は、引き渡しを受けた報告書または対象資料等、その他本業務の結果の金銭的評価額を決定することができる。甲の決定に異議がある場合、乙は、書面により申し立てることができるものとし、この場合、甲は誠意をもって乙と協議するものとする。

第15条（損害の賠償）

1. 乙は、本契約に定める義務又は表明事項に違反した場合、これに基づき生じた甲の損害（弁護士費用を含む。）について、賠償する責めを負う。
2. 本業務に関する乙の作為又は不作為により、第三者（丙を含む。）に損害が生じた場合、乙の責任と負担によりこれを賠償するものとし、万一甲がこれにより何らかの損害を被り又は費用を負担した場合は、乙は甲に対しこれを補償する。

第16条（権利義務譲渡の禁止）

甲及び乙は、相手方の書面による事前の承諾なくして、本契約に関連して発生する一切の権利義務を第三者に譲渡し、または担保の目的に供することはできない。

第17条（不可抗力）

1. 乙は、日本国、又は日本国外において、天災地変、火災、公権力による命令処分、輸送機関の事故等の不可抗力により本契約に基づく債務の全部又は一部を履行することができなくなったときは、速やかに甲に通知し、その後の取り扱いについて甲と協議するものとする。
2. 甲及び乙は、天災その他の不可抗力又は甲及び乙のいずれの責めにも帰さない事由で本契約上の義務（金銭の支払義務を除く。）の履行ができない場合には、その責任を負わない。

第18条（裁判の管轄）

甲と乙は、本契約又はその履行に関連して甲乙間に紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第19条（契約不適合責任）

1. 契約目的物に、その契約の内容に適合しないものがあるときは、委託者は、受託者に対して相当の期間を定めてその修補による履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害の賠償を請求することができる。
2. 1. の規定による契約の内容に適合しないものの修補による履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて行う損害賠償の請求に伴う通知は、委託者がその不適合を知った日から1年以内に、これを行わなければならない。本委託完了後に不適合が発見された場合、乙の責任と負担において、速やかに修正を行わなければならない。なお、これに要する費用は、乙の負担とする。

第20条（特記事項に関する遵守）

丙から甲（別紙1および別紙2においては「受託者」とする。）に遵守することを求められた別添1「電子情報処理委託に関わる標準特記仕様書」および別添2「個人情報に関する特記事項」について、乙は甲と同等の義務を負うことを承諾する。但し、別紙1第14条（著作権等の取り扱い）については適用外とする。

第21条（その他の事項）

1. 本契約は、本業務についての甲乙間の合意の全体を構成し、先行する契約、合意、表明等（既存の秘密保持合意を含む。）に優先する。
2. 本契約に定めのない事項又はその解釈に疑義が生じた事項については双方誠意をもって協議して解決するものとする。
3. 甲及び乙は、相手方からの書面による事前の承諾なしに、本契約に関して、相

手方との何らかの関係を示唆または誤認させる恐れのある一切の広告、宣伝、広報、その他の活動をしてはならないものとする。

4. 乙は、甲の事前の承諾なしに、本業務に関して丙に単独で接触してはならず、また、丙に対し、本業務と同様又は類似の業務の受注に向けた営業・宣伝行為を行ってはならない。
5. 乙は、甲の贈収賄防止グローバルポリシーの適用を受け、本契約の履行に際し、同贈収賄防止グローバルポリシーを遵守する。
6. 本契約及び本業務から生ずる法律関係については、日本法を準拠法とし、同法に従って解釈される。

本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲乙記名捺印又は署名の上、それぞれ各1通を保有する。

2000年 月 日

委託者(甲) 東京都千代田区有楽町一丁目1番2号
東京ミッドタウン日比谷 日比谷三井タワー

EYアドバイザー・アンド・コンサルティング株式会社

代表取締役 小池雅美 □

受託者(乙)

代表取締役 ○ ○ ○ ○ □